

## 令和2年度第6回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(11人)

会長職務代理者	14番	小宮山 晃 次			
委員	2番	草刈 章 博	3番	池 本 英 夫	
	4番	竹 下 るみ子	5番	葉 狩 健 一	
	6番	春 摘 要	7番	長 石 憲太郎	
	10番	植 木 克 茂	11番	前 川 義 憲	
	12番	細 山 周 一	13番	國 岡 智 志	

4. 欠席委員(3人)

会 長	1番	小 林 功			
委 員	8番	國 岡 美保子	9番	寺 坂 富 雄	

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷 口 真 一	16番	寺 坂 静 雄
17番	西 沖 和 己	18番	平 尾 晴 次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 進 書記 井 上 亮

8. 会議の概要

	( 開 会 午後2時00分 )
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第6回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し11名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>なお、小林会長が欠席ですので、智頭町農業委員会会議規則第16条第1項の規定により、会長職務代理者が職務を代理することとなっております。それでは、挨拶および議事進行につきまして、小宮山会長職務代理よろしく申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>本日、会長が欠席ということでございますので、代わりに会を進めさせていただきます。</p> <p>先月、農地利用状況調査、大変猛暑の中で調査をさせていただきました。本当にお疲れ様でございました。今日は稲刈り真っ最中の方もあると思いますので、スムーズな進行に心得まして、会を進めさせていただきます。</p>
議長(会長職務代理者)	<p>それでは早速、総会に入ります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長職務代理者)	<p>異議なしということですので、それでは、5番 葉狩健一委員、6番 春摘要委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約でございます。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p>
議長(会長職務代理者)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めます。</p>

事務局書記	<p>番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の2ページで説明させていただきます。</p> <p>番号1番です。土地の所在が南方字蝶ヶ坪1070番、地目が畑で165㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人が南方1092番地の●●●●さん、譲受人が南方1068番地1の●●●●さんです。事由としては●●●●さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページに公図を付けておりまして、共に黄色く示した部分が申請農地です。3ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが、本日は欠席となっております。調査結果について事務局が報告を受けましたので、代わりに報告をさせます。</p>
事務局書記	<p>國岡美保子委員の調査報告です。</p> <p>昨日、譲渡人と譲受人の両者に会われて話を聞いたそうです。議案書に記載のとおりの内容だったので、問題ないと判断したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>賛成多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2です。議案書の2ページから3ページにかけての大屋地内の14筆で、面積の合計が6,516.61㎡となっております。権利種別は3条の有償移</p>

	<p>転です。譲渡人が大阪府枚方市長尾元町三丁目の●●●●さん、譲受人が大屋34番地の●●●●さんです。事由としては、●●さんの経営廃止及び長谷さんの経営開始によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。5ページから7ページに公図を付けておりまして、共に黄色く示した部分が申請農地の14筆です。8ページ、9ページにそれぞれの現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>調査結果について報告します。</p> <p>8月27日、譲渡人の●●氏に電話し、9月1日に譲受人の●●氏に会って話を聞きました。●●氏が大阪に在住で農地の管理ができないため、農地を手放したい旨を大屋の知り合いに相談したところ、●●氏の亡くなられた父親の所有していた空き地を購入した●●氏を紹介され、●●氏に農地の購入及び管理する意思があることを確認したため、今回の譲渡の話に至ったとのことです。申請どおりで問題ないと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>賛成多数ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号3について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号3です。議案書の3ページになります。</p> <p>農地の所在が新見字太田217番3、畑で5.6㎡。2筆目が同じく太田218番3、畑で76㎡。3筆目が同じく太田225番4、畑で30㎡。合計3筆で111.6</p>

<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>m<sup>2</sup>となります。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人が東伯郡北栄町由良宿618番地11の●●●●さん、譲受人が智頭1970番地51の●●●●さんです。事由としては空き家バンクに付随する農地の取得となります。</p> <p>場所ですが、申請位置図の10ページをご覧ください。三つの黄色く示した申請地に挟まれた「●●●●」とある住宅が、空き家バンクに登録された●●さん所有の家屋となります。11ページに公図を付けておりまして、223番がその空き家となります。12ページ、13ページ、14ページに現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>現地調査をしたところ、議案書及び位置図資料と相違ないと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>賛成多数ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の4ページをご覧ください。1番です。</p> <p>農地の所在が新見字小原428番1、田んぼで754m<sup>2</sup>のうち261.35m<sup>2</sup>の一時転用となります。権利関係は賃貸借となります。貸付人は、新見182番地の●●●●さん、借受人は●●●●です。転用目的は工事用通路として使用するため、転用の理由としては、今年5月に許可済みとなった5条転用の</p>

	<p>工事では県道と農地の高低差が大きく、工事用車両の出入りが困難となったため、新たに工事用通路が必要となり、転用が完了するまでの間、申請農地の一部分を通路として一時転用するためです。農地区分ですが、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地となります。根拠としては、代替地なしということでございます。</p> <p>場所等につきましては、申請位置図の15ページをご覧ください。青く囲った2筆が5条許可地で、県道津山智頭八東線から5条許可地に向かった形の農地が今回の一時転用申請地となります。15ページには公図を付けておりまして、濃い黄色く示した部分が今回の申請地となります。16ページ、17ページには転用事業計画書を、18ページ、19ページに被害防除計画書を、20ページ、21ページに土地利用計画図を付けております。22ページには現況の写真を付けておりまして、黄色く囲った農地の内、赤く囲った部分が申請地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>所有者の●●●●さんとお目にかかり、話を伺いました。●●●●工事に向けての一時転用であるとのことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長 職務代理人)	<p>賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の5ページです。番号1です。</p>

<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>土地の所在地が西野字浅河原 171 番 8、地目は田んぼで 105 m<sup>2</sup>です。所有者の方が千葉県野田市席宿台町 2869 番地 6 の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和 4 5 年から宅地として使用し、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の 2 3 ページに位置図を付けておりました、米原地内の道路沿いの農地です。2 4 ページには公図を付けております。2 5 ページ、2 6 ページに現況の写真を付けておりますが、このように現在では蔵が建ったままとなっております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6 番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>6 番</p>	<p>報告します。</p> <p>●●●●さんは、申請地の隣にある家にお住まいだった●●●●さんの娘さんにあたりまして、大坪さんが亡くなられた後この 5 月に相続され、現在は空き家となっております。8 月 2 8 日に、●●●●さんから全権委任された坂本行政書士に確認を取りました。</p> <p>私が中学 1 年の時に、新しい家が建つなあど記憶しております。確かにここは既に宅地になっておりました。</p> <p>空き家は、既に空き家バンク登録されておりまして、171 番地というのはこのたび分筆して蔵部分を非農地にと申請され、農地と分けられました。残りの農地も、空き家バンクの紹介で家を希望の方に畑として提供したいという意思があり、そのため宅地部分をきちんとしたいために申請されたものです。確かに建物が建っておりますので、致し方ないと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 3 号番号 1 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>賛成多数ですので、議案第 3 号番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局書記	<p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p> <p>同じく議案書の5ページ、番号2です。</p> <p>土地の所在地が新見字太田224番、畑で184㎡です。所有者の方が東伯郡北栄町由良宿618番地11の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和46年に蔵を建て、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の27ページをご覧ください。先ほど3条申請で可決いただきました番号2の関連案件です。空き家バンク登録された西川さん所有の家の裏側の農地になります。28ページに公図を、29ページに現況の写真を付けておりますが、このように蔵の敷地として使用されております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>先ほどの3条申請と同じく、現地調査をしたところ、議案書及び位置図資料と相違ないと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長 職務代理者)	<p>賛成多数ですので、議案第3号番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の6ページとなります。</p>

<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>8月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。          利用権設定面積ですが、田んぼが8437㎡、畑が1465㎡で、合計9,902㎡          です。利用権を設定する者が3名、受ける者が3名です。期間としては、5          年から10年未満が2,092㎡、10年以上が7,810㎡となります。          それでは、7ページ、8ページで詳細について説明いたします。          (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)          以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。          それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の          ある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案          のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
<p>議長(会長 職務代理人)</p>	<p>賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしまし          ました。          それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業          委員会第6回総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉 会 午後2時20分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年9月10日

智頭町農業委員会  
会長職務代理者議長 小宮山 晃 次

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 春 摘 要